

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500464 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1500170 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から昭和 58 年 12 月まで
② 平成 9 年 5 月から平成 11 年 5 月まで

A 社及び B 社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録がない。両社とも会社から健康保険証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思う。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社の事業主からの回答により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間①より後の平成 3 年 7 月 1 日であり、請求期間①当時は適用事業所となっていない。

また、A 社では、当時の事業主が、従業員は社会保険に加入して保険料を控除されるよりも、その分を給与として受け取った方がいいだろうという理由で、会社が社会保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除もしていない旨回答している。

なお、請求者が記憶する同僚 3 名のうち、連絡先が判明した 1 名に照会したが、回答は得られず、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、B 社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者の退職日は確認できないものの、請求者が平成 10 年 4 月 21 日から同年 12 月までは少なくとも同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該賃金台帳に記載された平成 10 年 4 月分から同年 12 月分までの給与の明細からは、いずれも厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、B社において請求期間②に厚生年金保険の被保険者となっているのは事業主のみであったことが確認できるところ、事業主は、「当時の従業員は、アルバイトとして採用した4名のみであり、請求者はアルバイトとして採用したので、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答しており、前述の賃金台帳においても、請求者の職名が「バイト 土工運転」と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、請求期間②を含む平成9年4月から平成14年3月までの期間は、請求者の国民年金保険料の免除申請が毎年行われ、保険料の申請免除期間となっていることが確認できるとともに、C市及びD町からの回答により、請求者は、請求期間②のうち、平成10年3月29日以降の期間については、C市における国民健康保険の加入記録があり、同日前の期間については、D町において国民健康保険に加入していたと考えられることから、請求者は、請求期間②において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500435号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500169号

第1 結論

請求期間について、請求者のA農業協同組合(現在は、B農業協同組合)における農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月1日から同年8月1日まで

私は、A農業協同組合に昭和59年5月末から勤務したが、農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済組合」という。)の組合員記録(現在は、厚生年金保険被保険者記録)は、同年8月1日からとなっているので、同年6月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A農業協同組合は、政府管掌の健康保険制度と農林共済組合の年金保険制度に加入しているところ、請求者の雇用保険の加入記録、健康保険被保険者原票及びB農業協同組合(A農業協同組合と平成11年2月に合併)から提出された政府管掌健康保険の「健康保険被保険者資格取得確認及標準報酬月額決定通知書」により、請求者が昭和59年6月1日からA農業協同組合に勤務していたことが確認できる(なお、健康保険被保険者原票は、その後訂正され昭和59年5月28日とされている(昭和60年2月26日訂正))。

しかしながら、B農業協同組合から提出された「組合員資格異動届等処理済通知書」及び農林共済組合から提出された「資格関係DBプリント」により、請求者は、昭和59年8月1日に農林共済組合の組合員の資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、農林共済組合の資格取得が遅れたことについて不明と回答しているが、B農業協同組合から提出された請求者に係る「昭和59年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿」から、昭和59年6月及び同年7月支給分の給与からは健康保険料のみが控除され、同年8月支給分の給与から健康保険料に加えて農林共済組合の掛金が控除されていることが確認できる。

さらに、請求者が同期として名前を挙げていた同僚も、前述の「組合員資格異動届等処理済通知書」及び「資格関係DBプリント」から、請求者と同じ日に農林共済組合に加入していることが確認できる。

加えて、請求者と同じ時期に勤務していた複数の同僚についても、農林共済組合における資格取得が健康保険の資格取得よりも数か月遅れていることが前述の「資格関係DBプリント」から確認できるところ、複数の同僚は、同共済組合の加入には試用期間があった旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における農林共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が農林共済組合員として請求期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500466号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500172号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月1日から昭和60年4月20日まで

請求期間当時、A社のパチンコ部に社員として採用され、給与明細上、厚生年金保険料及び健康保険料を差し引かれていたことを覚えているにもかかわらず、当該期間に係る年金記録がないのは納得できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金を受け取れるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社の元従業員は、「C氏という男性がA社に勤務していたことをかすかに記憶している。」と陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者は同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の合併先であるB社は、A社から引き継いだ資料の中には、請求期間に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の届出の控えはあるが、請求者の氏名は見当たらず、社員等の名簿及び賃金台帳はない旨を回答している。

また、請求者がパチンコ部の同僚として名字及び年齢をあげた5名について、A社の事業所別被保険者名簿から特定することはできない上、請求期間において、同社の厚生年金保険被保険者記録を有する16名に照会し、そのうち6名から回答を得たが、その全員がスイミング部に勤務し、請求者のことは記憶していないと回答している。

さらに、A社及びB社の事業所別被保険者名簿からは、請求期間において請求者の氏名は確認できず、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500479号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500173号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年9月30日から同年10月2日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者の昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

厚生年金保険の記録では、昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間が被保険者期間となっていないが、A社及びB社(現在は、C社)に継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間においてA社及びB社に継続して勤務(A社から関連会社であるB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者と同日にA社からB社に異動した同僚の回答により、昭和53年10月2日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和53年8月の記録から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500483号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500171号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年5月15日から昭和29年12月15日まで

請求期間において、B事業所に事務所を間借りしていたA事業所(現在は、C事業所)に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所の元職員の回答及び請求者から提出された写真から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者はA事業所に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、A事業所は法人登記されていたことが確認できるものの、事業所番号等索引簿からは、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認することができない。

また、請求者及び前述のB事業所の元職員は、請求期間当時、A事業所に勤務していた者は請求者を含めて3人であった旨陳述していることから、当該共済組合は、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所(常時5人以上の従業員を使用する事業所)の要件に該当していなかったものと考えられる。

さらに、C事業所は、A事業所に関する資料はない旨陳述しており、請求者の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、A事業所とB事業所は同じ部屋に事務所があった旨陳述していることから、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、請求者及び同僚二人の氏名は確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。